

原議保存期間	30年(平成61年3月31日まで)
有効期間	一種(平成41年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

警察庁丁運発第229号  
平成30年10月30日  
警察庁交通局運転免許課長

警察大学校交通教養部長  
科学警察研究所交通科学部長  
各方面本部長

再試験に係る運転免許の取消しに伴う事務の取扱いについて（通達）

「「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領」の改正について」（平成30年10月30日付け警察庁丙運発第62号）により、「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領」が改正されたことに伴い、「再試験に係る運転免許の取消しに伴う事務の取扱いについて」（平成28年10月24日付け警察庁丁運発第179号）を廃止し、下記のとおり実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

この通達において、「法」とは道路交通法(昭和35年法律第105号)を、「令」とは道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)を、「府令」とは道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)をいう。

## 記

### 第1 事務処理体制の確立

業務主管課長は、再試験に係る運転免許の取消しに該当する者に係る通報並びにその者に係る事務処理上必要な資料の送付等が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

### 第2 処分決定等

#### 1 意見の聴取等

- (1) 再試験を正当な理由なく受けないと認めることにより免許を取り消そうとする場合は、意見の聴取を行うことを要する。  
当該意見の聴取は免許の取消しに係るものであることから、公安委員会がこれを行うこととなる。
- (2) 意見の聴取の通知は、別記様式第1の意見の聴取通知書により行うこととする。
- (3) 意見の聴取通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載については、それぞれの処分理由により次の要領によるものとする。  
ア 令第36条（再試験の基準）に該当し、初心運転者講習を終了しないことにより再試験の対象となり、その通知を受けた者が法第100条の2第5項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、別表第1の区分1の記載例によるものとする。  
イ 令第37条の3（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当したことにより再試験の通知を受けた者が法第100条の2第5項の規定に違反して再

試験を受けないと認めるときは、別表第1の区分2の記載例によるものとする。

- (4) 意見の聴取手続の開始時期については、再試験通知書を直接交付した場合には、交付した日の翌日から1月、配達証明郵便により送付した場合には、「郵便物配達証明書」の配達月日の翌日から1月をそれぞれ経過した時点とする。

## 2 処分決定の決裁

免許の取消処分に係る公安委員会の事務は、法第114条の2において、警視総監又は道府県警察本部長には委任されていないことから、必ず公安委員会の審議を経て処分決定を行うこと。

なお、再試験を受験しない理由が定型的なものについては、一括して決裁を受け、異例なものについては、個別に決裁を受けるものとする。

## 3 処分決定通知

免許の取消処分の決定を行った時における再試験に係る者の住所地が、当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域にある場合には、当該決定を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して、当該決定を行ったことを別記様式第2の処分決定通知書を送付して通知するものとする。

## 第3 処分の移送等

- 1 公安委員会が法第104条の2の2第3項の規定により、処分移送通知書(府令別記様式第19の3の2)を送付するときは、原則として書留郵便により行うものとする。
- 2 処分移送通知書には、当該処分に係る初心運転者講習通知書(府令別記様式第22の11)あるいは再試験通知書の送付に係る郵便物配達証明書等その他通知した事実の証明に必要な資料を添付する。
- 3 再試験不受験による処分移送通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載は別表第1の記載例、「備考」欄の記載は別表第2の記載例による。
- 4 処分の移送は、別記様式第3の行政処分関係書類送付書に処分移送通知書等を添付して行うものとする。

## 第4 処分の執行

### 1 運転免許取消処分書の交付の方法等

- (1) 運転免許取消処分書(府令別記様式第19の3の4。以下「取消処分書」という。)の理由欄の記載要領については、次の記載例により記載すること。
  - 「再試験不合格」
  - 「再試験不受験」

- (2) 取消処分書を交付する際には、取消処分書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。
- (3) 取消処分書の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うものとする。この際、当該者に対して、無免許運転の防止について、必ず指導すること。また、当該処分に係る運転免許証を返納させること。
- (4) 取消処分書を交付する際は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続きを書面（以下「不服申立てに関する書面」という。）で教示すること。

## 2 併記免許保有者の取扱い

- (1) 併記免許を有する者については、取消しに係る免許以外の現に取得している免許の種類（以下「残免許」という。）を記載した新たな運転免許証を作成し、交付すること。  
この場合の運転免許証の有効期限は、返納に係る運転免許証と同一の期限とし、運転免許証交付手数料は徴収しないものとする。
- (2) 残免許の運転免許証については、即日交付を原則とするが、何らかの理由によりこれが不可能な場合には、返納に係る運転免許証に穴を開ける等、外観上明白な措置を施した上、備考欄に

再試験手続中			
平成	年	月	日まで有効
平成	年	月	日〇〇公委

と押印し、当該運転免許証と引き換え又は郵送によりこれを交付すること。

## 第5 処分執行の通知

- 1 処分決定通知に係る者に対して取消処分書を交付した場合は、処分決定通知を行った公安委員会から、当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して、処分執行したことを別記様式第4の処分執行通知書を送付して通知するものとする。
- 2 処分決定を行った公安委員会が、後記第6の処分執行依頼をしたときは、当該処分執行依頼を受けた公安委員会から執行通知書の送付を受けた後に、当該行政処分に係る者の住所地を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付するものとする。

## 第6 処分執行依頼

処分執行依頼は、再試験に係る者（併記免許を有する者を除く。）の住所地又は居所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、取消処分書の交付を当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼して行うことをいう。

### 1 処分執行依頼の通知

- (1) 処分執行依頼は、別記様式第5の処分執行依頼書に、再試験に係る者に交

付する取消処分書、不服申立てに関する書面及び及び当該処分に係る別記様式第6に定める再試験に係る行政処分処理票並びに警察情報管理システムによる運転者管理業務実施細則(平成28年11月30日付け警察庁丁運発第221号、丁情管発第831号、丁通施発第153号。以下「運転者管理業務実施細則」という。)に定める違反外処分・短縮・手配登録票(資料区分、処分登録公安委員会コード(警察署コード)、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したもの。)の写しを添付して行うこと。

- (2) 再試験に係る者に交付する取消処分書の余白欄に当該処分執行依頼をする都道府県警察において独自の取扱事項を記載している場合にあっては、当該事項を抹消すること。
- (3) 処分決定通知とともに、処分執行依頼を行う場合は、別記様式第2の表題を「処分決定通知書」から「処分決定通知・処分執行依頼書」と変更し、本文の「当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を決定したので通知する。」の後に、「また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する(居住している)者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。」と追加記載して行うものとし、別記様式第5の処分執行依頼書の作成を省略するものとする。

## 2 処分執行依頼を受けた都道府県警察の措置

再試験に係る者に対し取消処分書を交付するときは、当該処分書の交付者において、処分書の通知(交付)年月日を記載して行うものとする。

処分執行依頼を受け、再試験に係る者に取消処分書を交付したときは、返納された運転免許証とともに、別記様式第7の執行通知書に取消処分書の写しを添付して、処分執行依頼をした都道府県警察に送付するものとする。

## 第7 登録

再試験に係る者に取消処分書を交付したときは、運転者管理業務実施細則に定める必要な処分登録を行うものとする。

この処分登録は、取消処分書を交付した都道府県警察において行うものとする。

## 第8 行政処分処理票の作成

業務主管課長は、再試験に係る行政処分処理票を作成し、その処理経過を明らかにして置くものとする。